

嘉島町営住宅入居募集要領

入居開始予定日

令和8年10月1日(木)

募集団地

門ノ久団地 17号棟、荒尾団地 3号棟

申込方法

申込受付期間

令和8年7月1日(水)～7月24日(金) ※郵送は7月23日(木)消印まで有効

申込先

〒861-3106 熊本県上益城郡嘉島町上島530 嘉島町役場建設課窓口(郵送可)

抽選会(申込数が募集を上回る場合、下記の日程で抽選会を実施いたします。)

令和8年8月27日(木)10時～ 嘉島町役場2F 大会議室

※対象者に通知をお送りいたします。

提出書類(申込みされる方の状況によって異なります)

1. 町営住宅入居申込書
2. 現況調書
3. 入居する世帯全員の住民票 *マイナンバー記載有のもの
4. 令和8年度(令和7年分)の所得額及び各種控除額が分かるもの(下記のア～カのいずれか一つ)
 - ア. 所得課税証明書
 - イ. 源泉徴収票
 - ウ. 市町村・県民税特別徴収税額の通知書(給与天引き)
 - エ. 市町村・県民税納税通知書(個人納付)
 - オ. 所得税または市町村・県民税の申告書の写し
 - カ. 無職無収入の方について市町村民税非課税証明書
5. 納税証明書(滞納のない証明書)
6. 退職(見込)または離職証明書
7. 身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳等の写し
8. 生活保護受給者証明書
9. 婚姻の予約者があるものについて婚姻予約確認書
10. その他状況により必要な書類

入居資格要件

1. 町営住宅 入居条件の全体早見表

入居者の区分によって、適用される条件(①～⑤)が異なります。「○」は必須、「免除」はその条件を満たさなくてもよいことを示します。

申込者の区分	① 町内居住	② 同居親族 (単身不可)	③ 所得制限 (世帯月収上限)	④ 住宅 の困窮	⑤ 暴力団 員でない
一般世帯	○	○	158,000 円以下	○	○
所得緩和世帯 【緩和種別 A】	○	○	214,000 円以下	○	○
老人等 【緩和種別 B】	免除 (町外 OK)	免除 (単身 OK)	158,000 円以下 ※一部 214,000 円	○	○
特定の被災者等 (被災市街地復興特 別措置法 21 条)	免除 (町外 OK)	免除 (単身 OK)	免除 (制限なし)	○	○

2. 緩和対象となる方の詳細条件表

上記の表における「※A(所得緩和世帯)」と「※B(老人等)」の具体的な該当条件は以下の通りです。

緩和の種類	該当する方の具体的な条件(以下のいずれかに該当)
所得緩和世帯 緩和種別 A 【214,000 円に引き上げ】	<ol style="list-style-type: none"> 子育て世帯: 同居者に「小学校就学前(未就学児)」がいる 高齢者世帯: 入居者が 60 歳以上で、同居者全員が「60 歳以上」または「18 歳未満」 重度の障がい者世帯: 入居者または同居者に重度の障がい(身体 1・2 級、精神・知的 1・2 級相当など)がある
老人等 緩和種別 B 【町外からの単身入居可】	<ol style="list-style-type: none"> 高齢者: 60 歳以上の者 障がい者: 身体(1～4 級)、精神(1～3 級)、知的(精神 1～3 級相当) 生活保護受給者等: 生活保護受給者、中国残留邦人等への支援給付受給者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当する者

	<p>ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者</p> <p>5. 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの</p> <p>6. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>7. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者</p> <p>8. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(※注意) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者は対象外となります。</p>
--	---

次のような方は申し込まれても失格となります

1. 世帯を不自然に分割または合併した方(夫婦の別居・兄弟姉妹の申込み等)
2. 税金等を滞納している方
3. 持ち家がある方
4. 暴力団員(入居申込親族含む)
5. 入居資格要件に欠けている場合
6. 申込書に不正の記載・不明な点があった場合

入居予定者として決定したら 10 日以内に次の手続きが必要です

- 家賃 3 ヶ月分に相当する敷金を納入すること。
敷金は、住宅を明け渡すときに畳・襖等の修繕費に充当します。
敷金に利子はつきません。
- 駐車場の使用申込み(駐車場のある住宅のみ)。

収入基準額の計算方法

同居者・同居予定者を含めた、入居しようとする者全員の年間所得額(所得額について参照)から町営住宅法の控除額(控除について参照)を差し引いた上で、12ヶ月で割った金額が一般階層 158,000 円・裁量階層 214,000 円以下である場合、収入基準を満たしていることになります。

<計算式>

世帯の月収額 = (年間総所得額 - 控除額) ÷ 12ヶ月

所得額について

■給与所得者(会社員・パート等)

前年の源泉徴収票の【給与所得控除後の金額】欄の金額が給与所得者の年間所得金額になります。

ただし、給与所得者でもそれ以外の所得がある場合は、それらも含めた所得になります。

■事業・不動産所得者

前年の総収入(売り上げ)から必要経費を差し引いた金額が年間所得金額になります。

■注意事項

次の方は、上記の方法では所得を算定できませんので、建設課管理係にご相談ください。

- ・ 今年、または前年の途中で就職された方。
- ・ 申告が必要にもかかわらず、申告をされていない方。

控除について

(所得税法により認定されたものであることが必要です)

年齢は申込日現在の満年齢です。

控除の種類	控除の内容	控除額
給与所得控除	申込者又は同居親族のうち所得税法上の給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	1人につき 100,000 円 × ()人
親族控除	同居する親族(申込本人は除く)及び遠隔地扶養親族(婚約者も含む)	1人につき 380,000 円 × ()人
老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方	親族控除のほか 1人につき 100,000 円 × ()人

特定扶養親族控除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の方(配偶者を除く)	親族控除のほかに1人につき 250,000 円×()人
寡婦控除	所得者(ひとり親に該当する方を除く)で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方及び、次の要件を満たす方。 (1)夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち ①扶養親族のいる方 ②合計所得金額が 500 万以下の方 (2)夫と死別した後婚姻をしていない方 又は夫の生死の明らかでない方のうち ①合計所得金額が 500 万円以下の方	親族控除のほかに対象者が申込本人又は同居親族で所得がある場合※ 270,000 円×()人
ひとり親控除	所得者で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方及び、次の全ての要件を満たす方。 ①現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない方 ②生計を一にする子のいる方 ③合計所得金額が 500 万円以下の方	親族控除のほかに対象者が申込本人又は同居親族で所得がある場合※350,000 円×()人
障害者控除	申込本人や同居する親族並びに遠隔地扶養親族のうち精神又は身体に障害がある方がいる場合 ①身体障害者手帳の交付を受けている方(1 級 2 級の方は特別障害者) ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1 級の方は特別障害者) ③障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方(「A」の方は特別障害者) ④戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 3 項症までの方は特別障害者) ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方(重度の障害者とされている方は特別障害者) ⑥上記①から⑤のほか、所得税法施行令第 10 条の規定に該当される方	親族控除のほかに1人につき 普通障害者 270,000 円×()人 特別障害者 400,000 円×()人

※印の控除については、該当する者の所得金額が表の金額未満の場合、控除額はその額となります。